主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人は、上告趣意書と題する書面を提出したが、その内容は中国語で記載されており、日本語を用いていないから、裁判所法七四条に違反し不適法である。 弁護人佐々木恭三の上告趣意は、事実誤認、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇 五条の上告理由にあたらない。また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべき ものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四八年一一月二七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	坂	本	吉	勝
裁判官	関	根	小	郷
裁判官	天	野	武	_
裁判官	江 里	П	清	雄
裁判官	高	ì+	īF	己.